

県民対話集会「#あおばな～青森・未来・対話～」公募要領

－令和5年度第3四半期分－

1 目的

知事が出向いて県民の声を聴く対話集会（以下「集会」という。）を開催するため、青森県内で活動する団体・グループ・事業所等（以下「団体等」という。）を公募します。

2 開催要件

- (1) 青森県内に所在する概ね10人から20人程度の参加者が見込まれる団体等とします。
- (2) 会場は団体等の活動場所、職場、施設等とし、会場利用に係る費用は応募者負担とします。
- (3) 集会は、公開で開催されるものとします。
- (4) 対話時間は1時間程度とします。

3 対象としない団体等

- (1) 特定の個人・団体等の利益の推進や誹謗・中傷等を対話の内容として希望する団体等
- (2) 政治・宗教の活動を目的とした団体等
- (3) 公序良俗に反する活動をする、またはそのおそれがある団体等
- (4) その他、事業の趣旨に照らし、開催が適当でないと判断される団体等

4 応募方法

応募者は、募集期間内に県ホームページ上の専用応募フォームにより、次の各号を入力の上、申込みするものとします。

- (1) 団体等名称、代表者名、団体等の設置目的、主な活動内容
- (2) 団体等連絡先（所在地、担当者、電話番号、メールアドレス）
- (3) 参加予定人数（性別及び年齢構成を含む。）
- (4) 開催希望日程
- (5) 会場の名称、所在地
- (6) 対話テーマ
- (7) 応募動機

5 実施の決定

(1) 実施期間

令和5年10月21日（土）から12月23日（土）までの間で、原則として土曜日の実施とします。ただし、平日も実施可とします。

(2) 実施時間

原則として9時から17時までの間の1時間程度

(3) 募集期間

令和5年9月1日（金）13時から9月8日（金）13時まで

(4) 選考方法

申込内容を確認後、地域・対話テーマ・団体等の活動分野のバランス等を総合的に勘案して候補団体等を選定し、現地確認等を行った上で実施団体等を決定します。

ただし、申込内容等に虚偽があった場合や開催が困難な状況が生じた場合、県は候補団体等の選定及び実施団体等としての決定を取り消すことができるものとします。

(5) 結果通知及び公表

募集期間内に応募いただいた全ての団体等へ9月末までに選定結果を通知します。

また、実施決定団体等について、県ホームページ上で公表します。

なお、選考の経緯及び選定理由に関するお問い合わせには応じかねます。

6 集会の記録及び公表

県は、集会の様子を写真撮影、録音等を含めて記録を取り、集会内容を県ホームページ等で公表することができるものとします。

7 集会を中止する場合

知事が緊急に対応すべき用務が生じた場合や、開催が困難な状況となった場合は集会を中止する場合があります。

8 個人情報の取扱い

募集にあたり取得した個人情報は、集会開催に係る事務にのみ使用するものとします。

9 庶務

集会に関し必要な事項は、青森県企画政策部広報広聴課において処理します。